

見積競争の公告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり見積競争を実施します。

1. 見積競争に付する事項

- (1) 件名 富士デジタル式乳房用 X 線診断装置の保守 一式
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 保守期間 令和6年7月1日から令和7年6月30日までとする。
- (4) 実施場所 仕様書のとおり

2. 仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 場所 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学病院総部管理課
- (2) 連絡先 (担当) 松野 電話番号 029-853-3541
- (3) 見積書提出期限 令和6年6月28日 12時00分
見積競争結果については、電話等により行う。

4. 見積の方法

- (1) 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。
- (2) 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で見積るものとする。

5. 見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（以下「規程」という。）第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和6年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること、又は当該資格を有しない者であって、過去1年以内に本学との取引実績を有する者であること。
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて医療機器の修理業の許可を得ている者であること。
- (5) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 代理店証明を提出できること。

6. 請書の作成等

契約の締結に当たっては、請書を作成する。(契約保証金は免除)

7. 契約の方式

- (1) 最低価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。
- (2) 契約予定者との価格交渉により、本学の希望価格の範囲内において最低価格を提示した契約予定者を契約の相手方とし、契約金額を決定する。

以 上

令和6年6月21日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平松 祐司

仕様書

1. 件名 富士デジタル式乳房用 X 線診断装置の保守 一式

[対象機器]

1. 画像処理ユニット	FDR-3000AWS	1 台
	AWS 追加モニタ Type BCD 用	1 台
2. AMULET 用ソフト FS 圧迫板	Innovality 用(18×24)	1 台
3. 乳房用 X 線診断装置	AMULET Innovality	1 台
4. AMULET BIOPSY	2000BPY(Innovality 用)	1 台

2. 設置場所：国立大学法人筑波大学附属病院中央診療棟 1 階 102 撮影室

3. 保守期間：令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までとする。

4. 業務日時保守作業は、月曜日から土曜日の 8 時 00 分から 20 時 00 分までに実施するものとする。但し、年末年始、祝祭日を除く。

5. 請求書は国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。

請負代金は、1 回払いとし、当該期間業務履行確認後、適法な請求書を受領した日から起算して 40 日以内に支払うものとする。

6. 請負者は、上記装置を正常且つ安全な状態で維持運転できるよう、次のとおり保守点検を行うものとする。

契約タイプはフルメンテタイプとし、部品保障は管球を除き 100%とする。

(1) 定期点検

請負者は、保守期間中に技術員を年 1 回派遣し、装置各部の点検、部品交換、清掃、注油及び調整、その他必要な業務を行い、終了後は作業報告書により発注者に報告するものとする。

(2) 緊急修理保守

請負者は、発注者から装置の故障発生等の通報を受けた場合は、直ちに技術員を派遣し、担当職員の指示に従い正常な状態に復旧させるものとする。

(3) 修理部品

修理・保守における交換部品は管球を除き無償とすること。

(4) 保守の範囲

次の事由により生じた修理・調整は含まないものとする。

- ① 発注者の故意又は重大な過失に起因する故障
- ② 請負者及び請負者の指定する者以外の者による改造・修理に起因する故障
- ③ 天災地変その他の不可抗力による故障

7. その他

(1) 請負者は、派遣する技術者の風紀、衛生及び業務規律の維持に努めると共に、職員、患者等に対して不快な言動を行わせないものとし、技術者の身元については一切の責任を負うものとする。

(2) 請負者は、保守業務を実施する時及び終了した時は、その旨本学職員に報告するものとする。

(3) 請負者は、発注者の許可なく第三者にこの権利を譲渡してはならないものとする。

(4) 請負者は、業務上知り得た本学附属病院及び職員等の不利益となる事項等は、他に漏らしてはならない。また、本業務を退いた後も同様とする。

(5) その他本仕様に記載されていない事項で、保守業務実施中において疑義が生じたときは、その都度本学職員と協議し、その指示に従うものとする。

(6) 契約期間において仕様の変更を必要とするときは、両者協議のうえ、契約の変更をすることができる。

(7) 本契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。なお、本仕様書に記載のないもの及び、作業を実施する際には、本学職員と十分な事前打合せを行うものとする。

見積書提出の注意事項

- 1 見積書提出期限 令和6年6月28日 12時00分
(郵便(書留郵便に限る。)又は宅配便(以下、「郵送等」という。)で
発送する場合には提出期限までに必着のこと)
提出場所 〒305-8576
茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課 松野
電話番号: 029-853-3541
- 2 見積書作成の注意
 - (1) 見積金額は算用数字を用いて明確に記入すること。
 - (2) 住所氏名を記入し押印すること。
 - (3) 日付を必ず記入すること。
- 3 上記注意事項に適合しない見積書は無効とすることがある。
- 4 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 5 いったん提出された見積書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 6 この契約に必要な細目は、以下によるものとする。
 - ・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
 - ・役務提供契約基準
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

保守契約書(案)

件名 富士デジタル式乳房用X線診断装置の保守一式
[対象機器]

1. 画像処理ユニット	FDR-3000AWS	1台
	AWS 追加モジュール Type BCD 用	1台
2. AMULET 用ソフトFS 圧迫板	Innovality 用(18×24)	1台
3. 乳房用 X 線診断装置	AMULET Innovality	1台
4. AMULET BIOPSY	200BPY(Innovality 用)	1台

代金額 金 円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円也（消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 により算出したもので、代金額に 110 分の 10 を乗じた額である。）

なお、消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）については、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等は変動後の税率により計算し、代金額を決定するものとする。

国立大学法人筑波大学 分任契約担当役 附属病院長 平松 祐司（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において上記の件名（以下「業務」という。）について、上記の代金額で次の条項により保守契約を結ぶものとする。

- 第 1 条 乙は、別紙仕様書に基づいて善良な管理者の注意をもって、誠実に業務を履行するものとする。
- 第 2 条 業務は、国立大学法人筑波大学附属病院放射線部において行うものとする。
- 第 3 条 契約期間は、令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までとする。
- 第 4 条 代金の支払いは 1 回払いとし、業務完了確認後、適法な請求書を受理した日から起算して 40 日以内に支払うものとする。
- 第 5 条 代金の請求書は、国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。
- 第 6 条 乙は、甲の許可なく第三者にこの権利を譲渡し、若しくは、再委任してはならない。
- 第 7 条 乙は、故意又は重大な過失により甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
本契約に基づき乙が甲に対して提供した保守に関し、乙の責に帰すべき事由に基づき甲に損害を与えた場合には、乙は、甲に現実に生じた通常の直接損害に対して、本契約金額を限度として賠償責任を負うものとする。また乙は、甲及び第三者の逸失利益、特別損害、乙の責に帰さない損害、甲による本契約違反により生じた損害または第三者の損害については、賠償責任を負わないものとする。
- 第 8 条 契約保証金は免除する。
- 第 9 条 甲は、乙が次の各号のひとつに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 乙の責に帰すべき理由により、業務の履行の見込みが無いと明らかに認められるとき。
 - (2) 正当な理由がなく、業務を履行しないとき。
 - (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 乙は、前項の規定により本契約が解除された場合は、甲の請求に基づき、契約

金額の10分の1に相当する違約金を甲に支払うものとする。

第10条 甲は、甲の事業計画の変更に伴ってこの契約を解約しようとするときは、乙に対し1ヶ月前までに文書をもって通知するものとする。

第11条 乙は、この契約書及び仕様書に定めるもののほか、業務に必要な諸法令等を遵守しなければならない。

第12条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

第13条 この契約において甲乙間に紛争を生じたときは、両者協議により、これを解決するものとする。

第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

第15条 本装置の占有及び管理（日常の保守管理を含む）は甲がその責任において行うものとし、乙の責に帰すべき場合を除き、本装置に起因して発生するいかなる損害についても乙は責任を問われない。また甲は本装置の故障により記録媒体上のデータが破壊または消失される場合に備えて、データを保護する適切な防御措置を講じるか、または必要に応じてデータを再生することが出来るようにしておくものとする。

第16条 保守を遂行する上で、使用した貨物・技術を輸出（非居住者への提供も含む）する場合「外国為替及び外国貿易法」の規制するものは、同法に基づく輸出許可を受けるものとする。また、米国輸出管理規制の規制を受ける米国製品・技術が組み込まれているものは、輸出先によっては米国政府の許可を受けるものとする。

上記の契約の成立を証するため、甲及び乙は次に記名し印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、各自1通を所持するものとする。

令和6年 月 日

甲 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平松 祐司

乙